

業務説明会資料

令和6年度 東京労働局 厚生労働事務官(労働基準行政)

労働局の概要

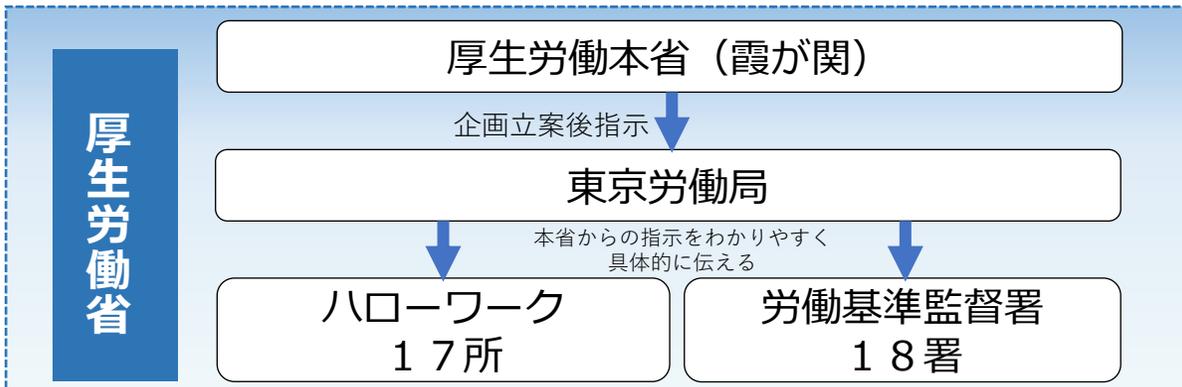
労働局は、働く人のための、

- **仕事の確保（職業安定行政）**
- **職業能力の向上（人材開発行政）**
- **労働条件の確保（労働基準行政）**
- **働き方改革（雇用環境・均等行政）**

など、「働く」ということに関連する様々な行政分野を、総合的・一元的に運営しながら、地域に密着した労働行政を担うことを目的とした、厚生労働省の地方機関です。

地域の総合労働行政機関として、仕事を探している人、働く人、事業を行っている人などと広く接し、様々な相談に対応したり、課題の解決に取り組んでいます。

また、東京労働局の各行政分野は、**働く方を直接支援する第一線機関**を有しており、労働基準行政の第一線機関である「**労働基準監督署**」、職業安定・人材開発行政の第一線機関である「**ハローワーク**」があります。



職業安定行政

すべての人々が、その能力を最大限に発揮して働けるようにするとともに、人材を求める企業のニーズに応えることなどを目的としています。

求職者と求人者を結びつける職業相談・職業紹介、労働者が失業した場合の失業等給付の支給、障害者・高齢者などの就職促進等の業務を行っています。

人材開発行政

すべての人々が能力を高め、各々に適した仕事に就けるよう支援することを目的としています。

スキル向上・キャリア開発に向けた支援を通じて、働く人の未来への挑戦にしっかり寄り添うことで、すべての人が持てる能力を存分に発揮し、いきいきと働くことのできる社会の実現を目指します。

労働基準行政

労働条件の向上、労働者の安全と健康の確保を図ることを目的としています。

労働者の業務災害・通勤災害について、必要な保険給付を行う制度の運営や事業主が納付する労働保険料の徴収などの業務を行うとともに、長時間労働の抑制、賃金の確実な支払い、不適切な解雇の防止、労働災害の防止などを推進しています。

雇用環境・均等行政

働き方改革を進め、誰もがいきいきと働きやすい雇用環境を実現することを目的としています。

法律や制度の周知、事業主への指導、相談受付、紛争解決援助などを実施し、非正規雇用労働者の待遇改善、ハラスメント対策の推進、女性の活躍推進、ワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組んでいます。

厚生労働事務官（労働基準行政）の仕事

東京労働局又は労働基準監督署で、

【労働基準行政】の**労災保険・労働保険などの仕事**を担当します。

▶ 労災保険業務

労災保険は、働く人が仕事によって怪我をした場合に補償する保険です。補償には、療養補償（治療費）、休業補償、障害補償等がありますが、具体的には、

- ・ 労災保険の請求受付・審査【認定】
- ・ 労災保険の適正管理 e t c .

の仕事を行うこととなります。

▶ 労働保険適用・徴収業務

労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称で、働く人を雇う事業主の方が加入する保険です。具体的には、

- ・ 労働保険の加入申請受付・審査
- ・ 労働保険の適正管理 e t c .

の仕事を行うこととなります。

▶ 労働局での業務

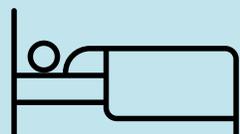
労働局では、労災保険・労働保険の仕事のほか、**総務や会計**の仕事等を行うこともあります。

仕事中・通勤中に負傷



療養（補償）給付

治療や薬剤の支給



休業（補償）給付

療養のため労働することができず、そのために賃金を受けていない際の補償



障害（補償）給付

負傷や疾病が治ったとき、身体に一定の障害が残った場合の補償



遺族（補償）給付

業務または通勤が原因で亡くなった労働者の遺族に対し支給

請求書受付から給付までの流れ

1.窓口での
相談
請求書受付

2.調査

3.復命書の
作成

4.労災保険の
給付

1 窓口での相談 ・ 請求書受付

労働基準監督署の労災課(労災保険給付の受付窓口)には、工作中や通勤途中の災害により負傷した労働者やその労働者の事業主等が窓口を訪れます。

労災保険に関する相談や労災保険の給付請求書の記入方法等の質問に対して、相手の立場に立って話を聞き、丁寧に説明することを心がけます。



2 調査

労災保険は窓口で給付請求書を受付してもその場ですぐに支給手続きができるわけではありません。

労働者のケガや病気の原因が仕事であったのかを確認するために調査を行う必要があります、請求内容によっては、保険給付の決定までに約6か月かかる事案もあります。



2-2 調査内容の例 ①

【災害現場確認】

労災請求人が働いている現場や災害発生場所へ直接行き、仕事内容や災害発生の状況等を確認します。

現場に足を運んで自分の目で実際に見ることで、書類だけでは見えなかったことを発見できることがあります。



【聴取】

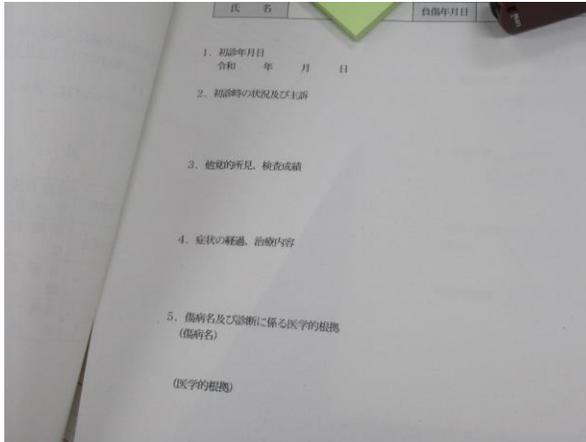
労災請求人や関係者と面談し、災害の状況、残業時間等請求人が主張したいことを聴き取り、聴取書を作成します。

話を聞きながら、相手の話の内容をパソコンに打ち込み、最後に相手に内容を確認してもらい、印鑑を押印してもらいます。

ご本人に確認いただいて署名・押印をもらいますので、重要な証拠資料となります。

2-2 調査内容の例②

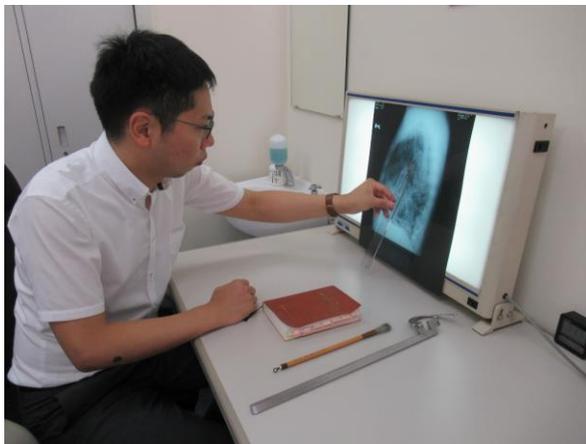
【病院へ意見書依頼】



請求人が受診している病院の医師へ意見書の作成を依頼します。意見書とは請求人の傷病年月日や傷病名、治療内容、原因等医学的な内容を確認するための書類です。

請求人の傷病はどのような原因で起こる症状なのか、請求人が主張している業務の内容で起こり得ることなのか等、医学的な観点からみた意見を確認します。

【障害認定】



仕事中等の負傷により後遺症が残ってしまった場合、障害の等級に該当するのかを判断するため、後遺症の程度を確認します。整形外科の医師と一緒にレントゲンを見たり、関節の角度計測の補助等を行います。

医師と一緒に仕事をすることで医学的知識が身に付くこともあります。

2-2 調査内容の例③

【客観的資料の収集】

労災請求人が勤務する事業場へタイムカードの記録や作業日誌等の提出を依頼し、客観的な証拠となる資料を収集します。
このような資料から、労災請求人が主張していることと相違がないかを確認していきます。

【仕事以外の要因の確認】

労災請求人の持病の有無等を確認するため、関係機関に資料の提供依頼や、関係者から話を聞くことがあります。

**これらの調査を行い労災保険給付可否の判断をします。
どの程度調査をするかは労災保険請求の内容により異なります。**

3 復命書の作成

これまでの調査で確認した事柄を取りまとめた報告書（監督署では復命書と言います。）を作成します。

復命書は監督署として労災保険給付の可否を判断するための書類であり、担当者が作成し、上司の決裁・承認を経て監督署長が最終的に決定します。



4 労災保険の給付

監督署長の決定後、労災保険の支給（不支給）手続きを行います。請求人やその家族の生活の早期救済を図るため、迅速な給付決定が求められています。

支給決定通知見本

労働者災害補償保険 休業（補償）給付・複数事業労働者休業給付			
(1) 支給決定通知			
請求人	労災三郎	給付等の 種別	1
支給決定金額	保険給付額	¥243,000	
	特別支給金額	¥81,000	
期間	平成31年 3月 1日 から 平成31年 3月30日 まで		
算定 基礎	給付基礎日額	スライド率(%)	支給日数
	15,000		27
減 額 理 由	一部負担金相当額		
	厚年等調整減額	年金	
	待期間を控除してあります		

あなたが請求・申請された保険給付・特別支給金を表記のとおり決定したので通知します。

令和 年 月 日

中央労働基準監督署長
労働基準監督署長印

(必ず裏面をご確認ください)

労働保険

労災
保険

雇用
保険

労災保険：

業務中や通勤中の負傷等に際して給付を受けるための保険

雇用保険：

失業した際に失業給付を受けるための保険

※事業主が加入(強制加入)

労働保険適用・徴収業務とは

- ・ 労働保険の加入手続き
- ・ 保険料の申告受付及び徴収の業務
- ・ 保険料が適正に申告納付されているかの確認のための会社への立入検査
- ・ 保険料を滞納している会社に対する指導
- ・ 労働保険未加入の会社に対する指導、強制加入、財産差押え

…etc



労働保険パンフレット

労働保険適用・徴収業務の内容

1 年度更新

事業主は1年に1度、従業員に支払った総賃金に基づいて算定された保険料（確定保険料）と当年度に支払うだろうと予想される保険料（概算保険料）を計算して申告書を作成し、所轄都道府県労働局又は労働基準監督署に提出しなければいけません。この手続きを年度更新といいます。毎年、6/1～7/10が年度更新の期間となっており、この時期は多くの事業主や会社の経理担当の方が保険料計算の相談や申告・納付のために窓口を訪れます。

2 算定基礎調査



労働保険が適正に申告・納付されているかを確認するため、調査対象の事業場へ赴きます。

事業主から、事業内容の確認できる書類や賃金台帳等の給与データを提出してもらい、当初申告のあった保険料に誤りがないかを細かく計算していきます。

年度更新のお知らせ

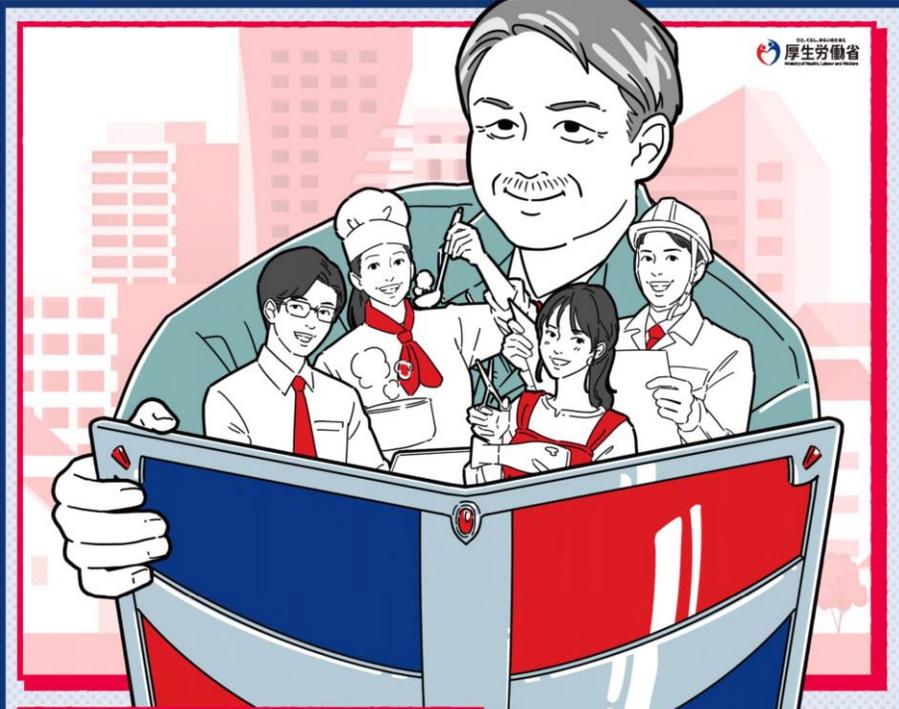


年度更新の様子



現在、東京都内では837万人もの方が就業しています。この837万人もの労働力は我が国の経済活動の基礎であり、とても大事な国の財産です。そして、この大事な財産を根本で守っているのが、労働者のセーフティネットである労働保険です。

この労働保険の保険料は、不慮の事故や失業の際の生活を支えるための保険給付はもちろん、災害防止活動や雇用の安定のための各種の助成金、労働者の能力開発などにも使われています。



厚生労働省

働きがいの

そばには労働保険。

労働保険

労働保険 + 雇用保険

雇ったら、入る。労働者を守る。

正社員、パート、アルバイトなど雇用形態にかかわらず、労働者を一人でも雇っていたら、労働保険の成立手続きを行う義務があります。



戸井田 未来

令和3年 厚生労働事務官採用

令和3年 三田労働基準監督署
労災課

令和5年 東京労働局
総務部総務課

Q志望動機を教えてください。

説明会に参加した際に働いている方のアットホームな雰囲気には惹かれ東京労働局を志望しました。他にも働きたいと考えていた機関があったため、とても悩みましたが、今現在アットホームな環境の中で仕事ができおり、東京労働局を志望してよかったと思っています。

Q仕事で大変だったこと、やりがいを感じたことを教えてください

東京労働局の業務はお客様と接する仕事が多いため、お客様に合わせた説明を考えながら伝えることがとても難しいと感じています。その分、対応後にお客様からお礼を伝えられると頑張ったよかったなと思い、仕事のモチベーションにも繋がっています。

Q採用前と採用後で仕事に対するイメージは変わりましたか？

採用前の仕事のイメージは1人で黙々と業務を行っていくものかと思っていました。実際に働いてみて、東京労働局の業務は1で行うというよりも周りの人に相談しながら仕事を進めていくことのほうが多いと感じます。また、わからないことがあっても一度手を止めて話を聞き、的確な指示やアドバイスをくれる上司や先輩ばかりでとても温かい職場で仕事ができると実感しています。

Q受験生へメッセージをお願いします

今は様々な不安があると思います。当時の私も試験や面接はもちろん、就職した後のことも全てが不安でした。もし同じように不安を抱えていたとしても、あまり緊張せずにリラックスして試験や面接に臨んでください。皆さんと一緒に働ける日を楽しみにしています！

厚生労働事務官のある1日の流れ

🕒 8:15

出勤

始業の準備。今日1日行うことを確認します。

🕒 8:30
(始業)

窓口対応業務

来署した法人の事業主から労災保険の請求書や労働保険料申告書の受付をしたり、書き方等を説明します。

🕒 9:30

請求書審査

請求書の内容に誤りや不足がないか審査していきます。
不備があれば本人や事業所に電話で確認します。

🕒 12:00

ランチ

1時間休憩し、リフレッシュ。午後の業務に備えます。

🕒 13:00

聴取

労災請求人に来署していただき、業務内容や労働時間等を詳しく聴き取りします。

🕒 16:00

復命書作成

これまで調査した内容を取りまとめた復命書（報告書）を作成します。

🕒 17:15

退勤

翌日に行くことを整理し、机の上の片づけをして業務終了



育児休業の取得率

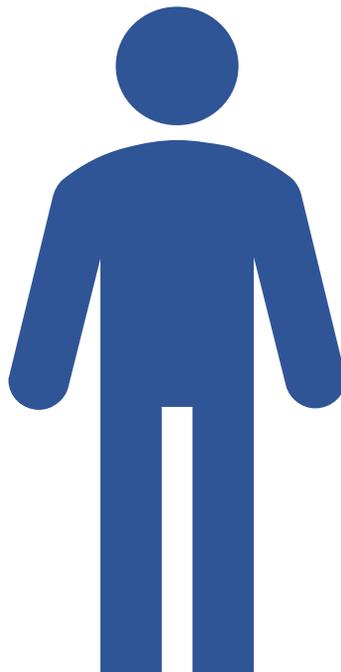


大田労働基準監督署
労災課
佐藤 祐一郎
平成19年 入省

労働局では男性職員も育児休業を取得するよう推奨されています。

私の家では、令和2年1月に長女が生まれたのですが、上司・同僚が育児休業を取得するよう勧めてくれて、仕事にも支障が出ないようフォローしてくれたので、安心して育児休業を取得することができました。

初めての育児に参加することができ、娘とたくさんの時間を共有することもできたので、とても貴重な経験となりました。



男性
100%



女性
100%

(令和5年度実績)



渋谷労働基準監督署
労災課
星野 昭子
平成16年 入省

私は平成30年11月に第1子を出産しました。

職場では産休に入る前に繁忙期があったのですが、業務分担等に配慮してもらいました。また、繁忙期以外でも体に負担が掛からないようサポートしていただき、心身ともに落ち着いた状態で産休に入ることができました。

間もなく育児休業から復帰する予定ですが、育児休業により子どもの成長を見守ることができ、子供とのかけがえのない時間を過ごせたと思います。

【新規採用者向け研修】

- ▶ 新規採用研修 ～4月第1週目に開催（3日間）
- ▶ 労働行政職員（基礎）研修 ～5日間



【管理者等研修】

- ▶ 労働基準監督署課長研修 ～5日間 等

【専門研修】

- ▶ 労災保険給付専門研修 ～8日間
- ▶ 労災診療費審査専門研修 ～8日間
- ▶ 労働保険適用徴収専門研修 ～4日間 等

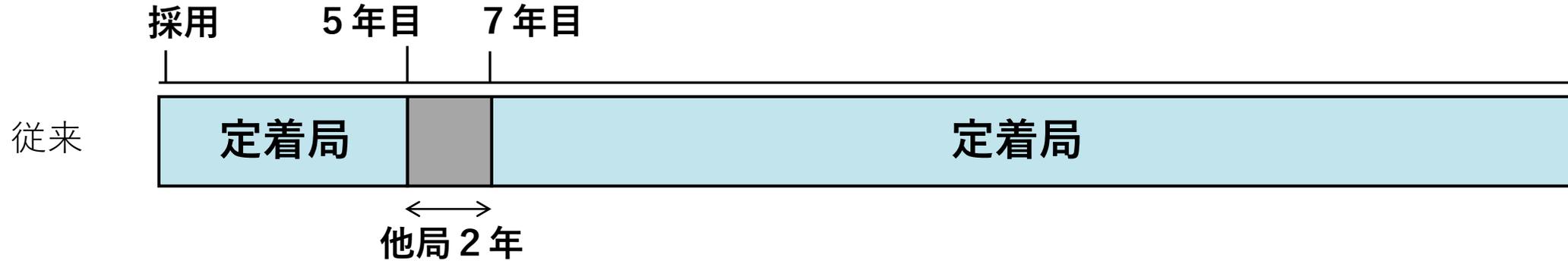


【その他】

- ▶ 各種配置換職員研修
- ▶ プレゼンテーション研修
- ▶ パソコン研修 等



入省後のキャリアパスについて



採用労働局以外への
異動ルールを廃止

R4年度
より

採用された労働局で勤務

おおむね2年ごとに局内での人事異動があり、労働局（九段下）・都内労働基準監督署へ異動します。

国家公務員といえば全国転勤が一般的ですが、労働局は採用された都道府県内での異動のみとなります。
東京労働局は基本転居する必要がなく、ライフプランが非常に立てやすい職場です。

3年目の先輩からのメッセージ

国家公務員や行政職員としての仕事はどのようなものがあるのか、イメージすることが難しい方も多いかと思います。私自身も、公務員として仕事をしている具体的な自分の姿があまり想像できないなか、就職活動をしていました。そんな中、東京労働局の業務説明会に参加した際に、「働く人」の助けとなる労災補償業務に関心をもち、官庁訪問に参加したのち東京労働局に入省いたしました。

私は現在、業務中や通勤中に負傷された労働者の方への治療費や休業補償といった労災保険給付や、労働保険の適用業務を行っております。専門用語や覚えることが多い仕事ですが、会社や労働者の方からの「助かりました」といった声が非常に励みになっております。こつこつと日々の業務を行うことで自分のできる範囲が広がり、行政職員として成長を実感できることも、非常にやる気につながっております。

また、年代問わず接しやすい職員が多く、とても働きやすい環境で仕事できております。特に同年代とのつながりは非常にありがたい存在であり、仕事ではお互い高めあいながら業務を行うことができ、仕事以外でも良好な関係性を築いていることを嬉しく感じています。個人としても休暇を取りやすい環境であることは、この職場の魅力の一つかなと思います。

東京労働局の仕事に少しでも興味のある方は、ぜひ説明会や官庁訪問に参加してみてください。皆さんと一緒に仕事をできることを楽しみにしています。

池袋労働基準監督署
労災課
津守 潤弥



令和4年入省

労働者を守る、国民を守る



労働局及び労働基準監督署とは、何をしているところ？と疑問に思う方が多数だと思います。

ズバリ、労働者の生命や生活を守るために様々な仕事を行っている機関です。労働者を守るということはその家族も守ることになり、そうすることで国民も守ることにつながり、結果として社会全体に貢献することになります。

その中でも私たち労働基準行政職員は、労働者のセーフティネットである労働保険の運営、業務中の災害や通勤中の災害に対する様々な補償業務、人事、会計、庶務など多岐にわたり業務を行っているので、幅広い業務経験が可能です。

公務員には、安定した雇用と良好な労働条件があります。ぜひ皆さんには、東京労働局及び労働基準監督署の一員となって、将来性のある公務員生活を始めてほしい！

是非とも東京労働局の扉を叩いてみてください。仲間があなたを待っています！

労働保険徴収部 適用・事務組合課長
浅川 勲

昭和61年 入省
中央労働基準監督署副署長等歴任
令和6年 現職